(9) 改札口

特定施設整備基準

改札口(公共の交通機関の施設における改札口をいう。)のうち1以上は、(1)の(ア)及び(ウ)に定める構造に準じたものとすること。

目標となる基準

改札口(公共の交通機関の施設における改札口をいう。)は、(1)のイの(ア)及び規則別表第2の1の(1)の(ウ)に定める構造に準じたものとすること。ただし、当該構造の改札口に近接した位置に設けられる改札口については、この限りでない。

基準解説

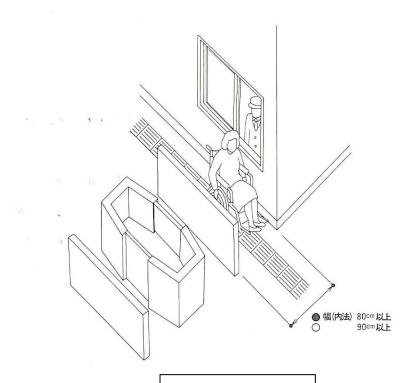
改札口の構造

駅等における改札口のうち1以上は、車いす使用者が通過できる構造とすることを求めている。構造については、(1)[出入口の基準]のうち幅及び段差に関する基準を準用している。

目標となる基準では、改札口の幅は車いすで通過しやすい寸法として90センチメートル以上としている。

図-36

改札口の構造 図-36



●特定施設整備基準 ○目標となる基準